

## 第 6 章 計画の推進体制及び進行管理

## 第6章 計画の推進体制及び進行管理

### 6.1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策を総合的・計画的に推進するため、市民、事業者、市が連携を図るとともに、各種計画との事業調整や進捗状況の把握、環境情報の共有、環境保全意識の高揚などについて関係機関との連携に努めます。

また、環境施策を推進するために体制の整備、充実に努めます。

#### ①環境審議会

本市では、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的な事項について調査、審議するため、環境審議会を設置しています。審議会は、学識経験者、関係行政機関の職員、市民など15名以内の委員により構成されています。

環境審議会では、本計画を策定するとともに、本計画の見直しなどを行います。

#### ②庁内の推進体制

本計画に掲げる環境に関する取り組みは、本市の組織全般に関わるものであり、計画の着実な推進のためには全庁的な取り組みが必要です。

本市では、計画推進のための中心組織として、関係各課で構成する「阿蘇市環境保全検討委員会」を設置し、庁内の部署間の十分な連携・分担のもと、計画に基づく施策の総合的な推進を図ります。

#### ③各主体との連携

##### イ 市民との連携

豊かな自然環境の形成や循環社会の形成を目指していくためには、市民一人ひとりの意識改革の下に環境問題に取り組むことが大切です。市民が環境問題を自らの問題ととらえ、環境に対する意識を高め、できることから行動に移していただけるよう、本計画の周知や環境に関する情報の提供、自主的な環境保全活動への支援を行います。

##### ロ 事業者との連携

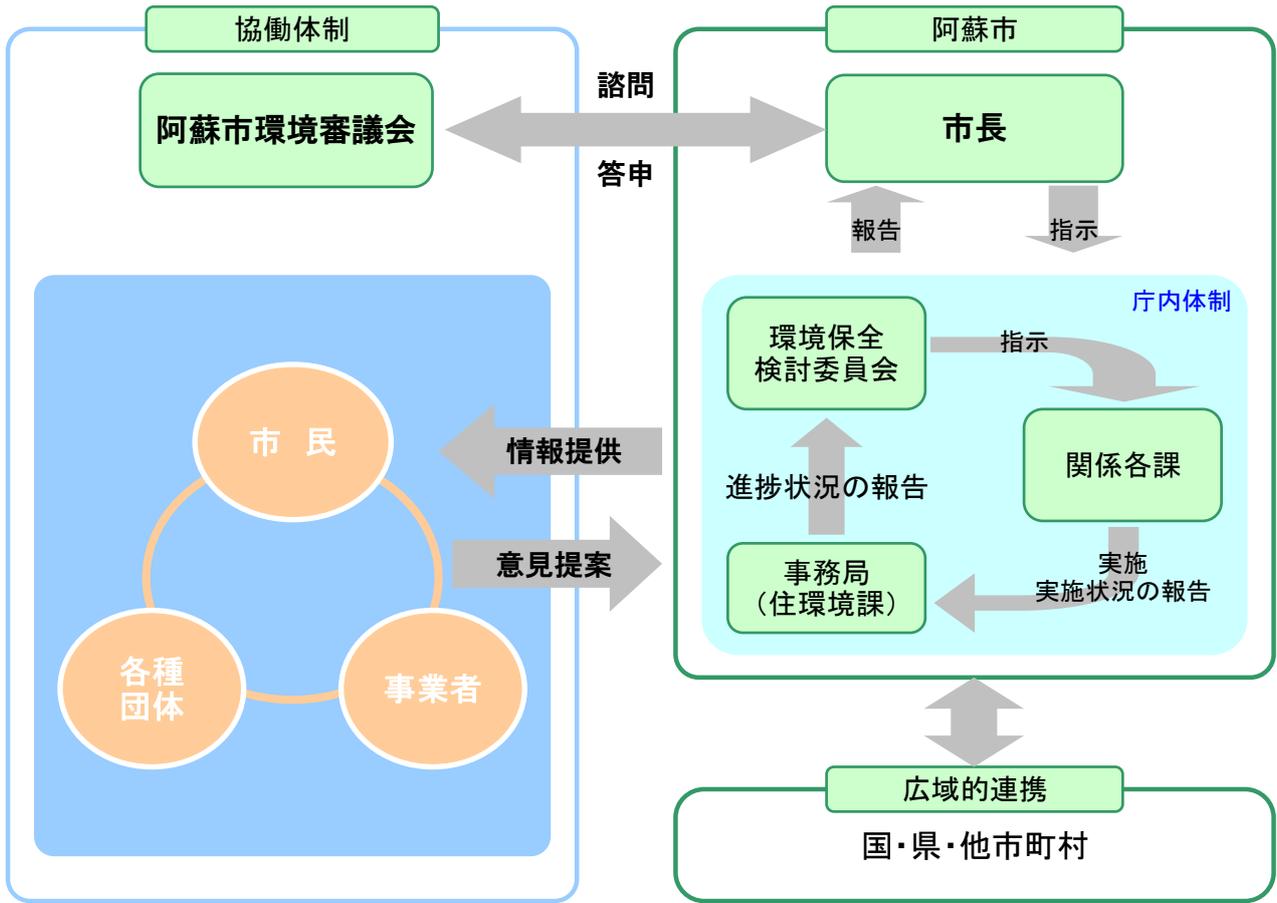
本計画に掲げる基本目標の達成のためには、事業活動による環境への負荷を軽減していくことが求められています。事業者への環境配慮への取り組みを支援していくとともに、事業者が行っている環境配慮への取り組みを発表する機会を設け、地域社会の一員として環境問題に取り組んでいただけるように期待します。

#### ④広域的連携

広域的な課題や地球環境問題などへの対応については、国や県などとの連携を図り、国及び県の「環境基本計画」との整合を図るなど、より広域的な視点からの取り組みを推進します。

また、国及び他の地方公共団体とも連携を図りつつ、計画実行にむけて積極的に取り組みます。

■環境基本計画の推進体制



## 6.2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するためには、本計画の目指す将来像の実現を図るための施策及び事業の成果について定期的に把握し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の策定（Plan）、市の事業、取り組みなどの実施及び運用（Do）、取り組みの実施状況などの点検及び評価（Check）、事業内容などの見直し（Action）という一連の手続きに沿って実施します。

### ①Plan（実施計画の立案）

本計画と分野別計画との調整を図りながら、環境施策を立案します。

### ②Do（取り組みの実施）

市民・事業者・市の連携を図りながら、それぞれの役割に応じた取り組みを推進します。

### ③Check（進捗状況の点検・評価）

事務局（住環境課）において計画の進捗状況を取りまとめ点検します。結果は、阿蘇市環境審議会へ報告し、評価を求めます。

### ④Action（見直し）

見直しが必要な事項を、次年度以降の実施計画の立案に反映させます。

#### ■PDCAサイクルイメージ図

